

# 山梨県公報

第百二十号

令和二年

八月十七日

月 曜 日

## 目次

### 告示

○保安林の指定の予定(二件).....	四二三
○道路の区域変更.....	四二三
○急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	四二四
○大規模小売店舗を設置する者の変更の届出.....	四二四
○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出.....	四二四
○換地処分の届出.....	四二五
公安委員会	
○高速自動車国道中央自動車道等の自動車の通行禁止制限その他の交通規制の一部改正.....	四二五
○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正.....	四二五
その他	
○一般競争入札について.....	四二七

## 告示

### 山梨県告示第百三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和二年八月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 笛吹市芦川町中芦川字一之倉一五九五から一六〇一まで
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字一之倉一六〇一(次の図に示す部分に限る。)

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第百三十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和二年八月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 甲州市塩山上萩原字萩原山四七八三の六七、字裂石二七二〇から二七二二まで
  - 指定の目的 土砂の流出の防備
  - 指定施業要件
    - 立木の伐採の方法
      - 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字萩原山四七八三の六七(次の図に示す部分に限る。)、字裂石二七二一
      - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所(身延支所を除く。)において、この告示の日から令和二年九月七日まで一般の縦覧に供する。

令和二年八月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 遅沢静川線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡身延町遅沢字前田一七六〇番六地 先から 南巨摩郡身延町遅沢字家ノ前一八二番一 地先まで	六・六	六・六	一〇・三	七五・九
	一〇・八			七五・九

山梨県告示第百二十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和二年八月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

急傾斜地崩壊危険区域		標柱番号	郡	市	町	村	大字	字	地番
平成三十年山梨県告示第百六十二号中の標柱番号三十八号と次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号五十三号の標柱を結んだ線、標柱番号五十三号から五十七号までの標柱を順次結んだ線、標柱番号五十七号と同告示中の標柱番号三十九号を結んだ線及び同標柱番号と同告示中の標柱番号三十八号を結んだ線に囲まれた区域		五十三	大	月	市	同	同	同	同
		五十四	同	同	同	同	同	同	同
		五十五	同	同	同	同	同	同	同

公 告

五十六	同	同	同	同	同
五十七	同	同	同	同	同

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和二年八月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区麹町五丁目一番地一 外一者
- 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 竜王駅前ショッピングセンター 山梨県甲斐市大下条字上河原千六百七十二番地一外
- 2 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二十三号 外一者	芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳 東京都千代田区麹町五丁目一番地一 外一者

- 3 変更の年月日 令和二年六月一日
  - 届出年月日 令和二年七月十七日
  - 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
  - 縦覧期間 この公告の日から令和二年十二月十七日まで
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和二年八月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 河口湖ショッピングセンター株式会社 代表取締役 中村明智及び中沼繁紀 山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地 外一者

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 河口湖ショッピングセンター 山梨県南都留郡富士河口湖町船津二千九百八十六番地外

2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ロイヤル商事株式会社 代表取締役 原田洋司 東京都豊島区池袋一丁目七番十七号 外二十三者	ロイヤル商事株式会社 代表取締役 原田洋司 東京都豊島区池袋一丁目七番十七号 外二十二者

3 変更の年月日 令和二年六月三十日

届出年月日 令和二年七月二十日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和二年十二月十七日まで

● 換地処分届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、北杜市長から換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により、次のとおり公告する。

令和二年八月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 地区名 団体営農業基盤整備促進事業山高地区山高工区

二 換地処分をした年月日 令和二年七月二十九日

三 換地処分をした土地の権利者数 十九人

公安委員会

山梨県公安委員会告示第八十二号

高速自動車国道中央自動車道等の自動車の通行の禁止制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十五号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

令和二年八月十七日

山梨県公安委員会

委員長 石 川 恵

別表第四の三の項を次のように改める。

三	削除	高速
		令和二年八月十七日 告示第八十二号

別表第四の五の項を次のように改める。

五	自動車専用道路（富士湖道路）	六四〇メートル自動車	終日	高速
	富士市上吉田五、六〇四番地の八先から富士市上吉田五、六〇七番地先までの両側			令和二年八月十七日 告示第八十二号

山梨県公安委員会告示第八十三号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

令和二年八月十七日

山梨県公安委員会

委員長 石 川 恵

別表第一中

二六	南都留郡富士河口湖町船津六、八三九番地の二先(国道一三九号と町道船津登山道線との交差点)	ステラシヤタ 1入口	平成一九年一月二日一三日 告示第一一七号
----	--	---------------	-------------------------

を

二六	南都留郡富士河口湖町船津六、八三九番地の二先(国道一三九号と町道船津登山道線との交差点)	船津登山道入口	令和二年八月一七日 告示第八三号
----	--	---------	---------------------

に改める。

別表第三の七〇二の項を次のように改める。

七〇二	削除		南ア スルプ	令和二年八月一七日 告示第八三号
-----	----	--	-----------	---------------------

別表第三の七〇三の項を次のように改める。

七〇三	削除		南部	令和二年八月一七日 告示第八三号
-----	----	--	----	---------------------

別表第三の七三〇の項の次に次のように加える。

七三二	主要地 方道南 アルプ ス公園 線	南巨摩郡早川町奈良田一、〇五〇番地先(開運隧道ゲート)から南巨摩郡早川町奈良田一、〇五三番地二二〇先までの間	車両(工事関係車両を除く)	令和二年七月二三日から令和二年一月三日までの間(一〇四日間)	南部	令和二年八月一七日 告示第八三号
-----	-------------------------------	--	---------------	--------------------------------	----	---------------------

別表第十の五、六一七の項の次に次のように加える。

五、六一八	市道	南アルプス市飯野三、三〇三番地先		南ア ルプ	令和二年八月一七日
-------	----	------------------	--	----------	-----------

五、六一九	国道四一 一号	甲州市勝沼町山九〇五番地先	ス	告示第八三号
二	部下			令和二年八月一七日 告示第八三号

別表第十四の一、七六五の項の次に次のように加える。

一、七 六六	主要地 方道富 士川身 延線	南巨摩郡身延町角打二、六三三番地先(身延山IC)から南巨摩郡身延町和田五七六番地二五先(身延山IC)交差点)までの両側	車両(けん付、原付、②、③を除く。を引)	四〇	南部	令和二年八月一七日 告示第八三号
五四〇						

別表第十六の三の項を次のように改める。

三	削除		甲府	令和二年八月一七日 告示第八三号
---	----	--	----	---------------------

別表第十六の二、二〇四の項及び二、二〇五の項を次のように改める。

二、二〇四	市道	甲府市下飯田四丁目三番二号先(市道同士の十字路交差点・南進車両)	甲府	令和二年八月一七日 告示第八三号
二、二〇五	削除		甲府	令和二年八月一七日 告示第八三号

別表第十六の二、六八〇の項及び二、六八一の項を次のように改める。

二、六八〇	削除		甲府	令和二年八月一七日 告示第八三号
二、六八一	削除		甲府	令和二年八月一七日 告示第八三号

別表第十六の三、三八七の項を次のように改める。

三、三八七	市道	大月市賑岡町強瀬二〇八番地三先(国道一三九号と市道同士の丁字路交差点・西進車両)	大月	令和二年八月一七日 告示第八三号
-------	----	--	----	---------------------

別表第十六の一、二、〇四〇の項の次に次のように加える。

一一、〇四一	市道	甲州市勝沼町山九〇五番地先(国道四一一号と市道との丁字路交差点・東進車両)	日下部	令和二年八月一七日 告示第八三号
一一、〇四二	市道	甲州市勝沼町下岩崎二、七七〇番地一先(市道同士の十字路交差点・北進車両)	日下部	令和二年八月一七日 告示第八三号
一一、〇四三	市道	山梨市大工二六一番地先(主要地方道甲府山梨線と市道との丁字路交差点・北進車両)	日下部	令和二年八月一七日 告示第八三号
一一、〇四四	村道	南都留郡山中湖村山中二四八番地一先(村道同士の五差路交差点・西進車両)	富士吉田	令和二年八月一七日 告示第八三号

## その他

### ● 山梨県道路公社公告第二号

次のとおり一般競争入札を行う。

令和二年八月十七日

雁坂トンネル有料道路管理事務所長 清水 一 正

#### 一 一般競争入札に付する事項

- 1 工事名 雁坂トンネル無停電電源装置更新工事
- 2 工事場所 山梨県山梨市三富川浦から埼玉県秩父市大滝地内まで
- 3 工事概要 無停電電源装置更新 一台 入出力盤更新 一台 蓄電池盤更新 一台 直流電源装置更新 一台 既設設備撤去 一式 試験調整 一式
- 4 工期 令和二年九月二十四日から令和三年三月十五日まで
- 5 予定価格 四千二百十三万円(税込み)

二 入札参加資格申請の受付期間 令和二年八月二十四日(月)から同月二十八日(金)までの山梨県の休日を含め、平成元年山梨県条例第六号に定める県の休日を除く日の午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。

三 その他 詳細は、山梨県道路公社雁坂トンネル有料道路管理事務所ホームページ

(<http://www.fruits.jp/~karisaka/nyuusatuhou.html>) において配布する一般競争入札公告、設計図書等による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番